

理化学研究所本部・事務棟整備等事業

入札説明書等に関する質問の回答（第3回・追加質問）

- ・ 理化学研究所本部・事務棟整備等事業入札説明書等について、平成30年7月25日(水)までに提出された追加質問への回答を公表する。
- ・ 質問は、原則として原文のまま掲載しているが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所は一部修正を行っている。

平成30年7月30日

国立研究開発法人理化学研究所

■要求水準書に関する質問

| No. | タイトル | 該当箇所 | | | | | 質問 | 回答 | |
|-----|--------|------------|-------|----|---|------------|--------|---|--|
| | | 頁 | 見出し番号 | | | | | | |
| 1 | 清掃業務 | 96 | 第3章 | V | 3 | (2) | カ | 質問の回答（第2回）No. 27において「③については、業務要求水準書に記載の箇所の業務を行い、屋上の状況を監督員に報告すること。」とありますが、対象箇所としては要求水準及び質疑回答上の排水溝・排水口であり、それらを除く屋上の面全体は対象外という認識でよろしいか、再確認をさせていただきます。 | 左記の理解でよろしい。 |
| 2 | 構内整備業務 | 104 105 | 第3章 | VI | 3 | (2) (3) | ⑤ ⑧ | 質問の回答（第2回）に伴う要求水準変更により、廃棄物処理が事業範囲となりましたが、法的には「廃棄文書等処理」と同様構成企業又は協力企業からの再委託先が業務実施可能ということでしょうか。 また、業務開始までに法的解釈や実施方法に疑義が生じる場合は貴所と協議のうえ対応方法を決定するというでしょうか。 | 前段については左記の理解でよろしい。理研より法的解釈を和光市に確認している。 後段についても左記の理解でよろしい。 |

■事業契約書(案)に関する質問

| No. | タイトル | 該当箇所 | | | | | 質 問 | 回 答 |
|-----|------------|------|-------|---|-----|--|--|-------------|
| | | 頁 | 見出し番号 | | | | | |
| 1 | 維持管理期間中の保険 | 45 | 別紙 4 | 2 | (2) | | <p>質問の回答（第2回）No.14に関連して(2)の維持管理期間における施設賠償責任保険は加入不要という整理をされた、と理解して宜しいでしょうか。</p> <p>変更一覧表において記載がなされていないため、念のためご質問しました。</p> | 左記の理解でよろしい。 |

■ 質問回答に関する質問

| No. | タイトル | 該当箇所 | | | | | 質問 | 回答 |
|-----|------------------|------|-------|--|--|--|--|--|
| | | 頁 | 見出し番号 | | | | | |
| 1 | 会議室 基準階会議室の仕様 | 17 | | | | | 扉の遮音性能はD-45以上を確保すること、とありますが収録タジオ等で設置する高性能遮音扉（T4仕様）でもD-40が限度です。二重扉は使用勝手上現実的ではないので、扉は一般レバーハンドルのセミエアタイト仕様（T2相当）とし、壁仕様をD45という設計と理解してよろしいでしょうか。 | 遮音性能については、壁仕様をD-45以上とすること。 扉の遮音仕様は左記の理解でよろしい。 |